関係各位

(一社) 滋賀県LPガス協会

滋賀県LPガス料金負担軽減支援事業(連絡) 【値引き(支援)事業 第4回目について】

1. 標記支援事業が引き続き行われることになりました。第4回目となります。ご協力よろしくお願いいたします。 前回との変更内容は次のとおりです。

対象月:4月検針分・5月検針分の2か月対象

値引額:対象月上限 1,320円(税込み)

- ※4月検針したお客様の料金より上限 1,320 円(税込)を値引きしていただきます。前月までお客様であったかどうかではなく4月に検針し料金が発生したお客様が対象となります。同じく、5月も検針したお客様の料金より上限 1,320 円(税込)を値引きしていただきます。4月にお客様であったかどうかは問いません。
- ※上限が税込み 1,320 円となりますので、その金額の料金に満たないお客様へは請求額が値引き額となります。

<u>販売事業者への事務手数料:値引きをしたお客様数×300円(税込)</u> 【上限 1, 200, 000円】

※4月と5月の合計お客様数ではありません。4月の対象のお客様数と 5月の新規のお客様数をプラスした数になります。

4月の検針お客様数が100人だとして、5月に新規数(4月には検針していなかったが5月に検針した数)が10人の場合、110人のお客様数に対して300円を掛けた33,000円が手数料となります。

2. 支援金事業の流れについて

2月に4回目の要領および手引書を皆様に郵送いたします。皆様は、お手数ですが、前回同様、交付申請書(3点セット)のご提出をお願いします。そして交付決定を行いまして、値引きを実施していただく流れになります。ご準備よろしくお願いいたします。

※申請書3点セット:申請書・お客様一覧表・料金表

3. 値引きお知らせチラシについて

第4回目の値引きお知らせチラシ(A5両面カラー)は1月末もしくは2月初旬に郵送させていただきます。